

令和 8 年 6 月 11 日

第 2 回 多度津町議会定例会会議録

1、招集年月日 令和8年6月11日(水) 午前9時0分 開議

1、招集の場所 多度津町役場 議場

1、出席議員

1番	藪 乃理子	2番	氏家 法雄
4番	藪内真由美	5番	門 秀俊
6番	兼若 幸一	7番	中野 一郎
8番	金井 浩三	9番	小川 保
10番	古川 幸義	11番	隅岡 美子
12番	村井 勉	13番	渡邊美喜子

1、欠席議員

な し

1、地方自治法第121条の規定による出席者

町 長	丸尾 幸雄
副 町 長	岡部 登
教 育 長	三木 信行
統 括 官	谷口 賢司
会計管理者	村井 崇一
町長公室長	吉田 拓也
総務課長	松浦 久美子
政策課長	植松 肇
税務課長	山内 剛
住民環境課長	土井 真誠
住民環境課主幹	海田 康弘
高齢者保険課長	西山 政有紀
健康福祉課長	森 純子
建設課長	柴田 浩志
産業課長	喜田 浩希
消防長	小林 武司
教育総務課長	池田 友亮
生涯学習課長	福田 純

1、 議会事務局職員

事務局長	小野 由美子
事務局長補佐	香川 馨一
係 長	三宅 由莉

1、審議事項

別紙添付のとおり

開議 午前9時0分

議長（金井 浩三）

皆さんにお願いします。

携帯電話の電源をお切りになるよう、よろしく願いいたします。傍聴席の皆様もよろしく願いいたします。

一同、ご起立お願いします。礼。

ご着席ください。

おはようございます。

本日も定刻にご参集いただきまして、誠にありがとうございます。

ただ今、出席議員は12名であります。

よって、地方自治法第113条の規定により定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は配付のとおりであります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

多度津町議会会議規則第125条の規定により、4番 藪内 真由美 君、10番 古川 幸義 君を指名いたします。

日程第2、一般質問に入る前に、丸尾町長及び松浦総務課長より、昨日6月10日の渡邊議員の一般質問に対する答弁につきまして、訂正の申出がありましたので、ご発言を許可いたします。

町長（丸尾 幸雄）

昨日の渡邊議員の一般質問のうち、白方地区の投票環境改善に向けた取組についてのご質問において、「第12投票区の大字見立」と答弁いたしましたが、正しくは「第8投票区の大字見立」でありました。

この場で訂正をしてお詫びを申し上げます。申し訳ありませんでした。以上、報告とさせていただきます。

総務課長（松浦 久美子）

昨日の渡邊議員の一般質問のうち、白方地区の投票環境改善に向けた取組についてのご質問において、変更にあわせて寄せられたご意見にどのようなものがあったかの再質問において、バスの停留所を「林求馬（きゅうま）邸」と答弁いたしましたが、正しくは「林求馬（もとめ）邸」でありました。

また、周知方法につきまして、「7月広報の掲載」と答弁いたしましたが、正しくは「8月広報」でありました。広報とあわせて、対象自治会を通じた全戸配布、選挙公報と啓発チラシの同梱を予定しております。

この場で訂正してお詫び申し上げます。以上、報告させていただきます。

議長（金井 浩三）

ただいまの発言のとおり、訂正がありましたので、ご了承願います。

日程第2、一般質問を行います。

なお、質問者の1人の持ち時間は、質問と答弁を合わせて60分以内になっております。

それでは、質問の通告がありますので、順次発言を許可いたします。

初めに5番、門 秀俊 君。

議員（門 秀俊）

おはようございます。5番、門 秀俊、一般質問させていただきます。

中学校部活動の地域展開について、一問一答方式でお願いいたします。

文部科学省において、令和7年12月に「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」を発表し、令和5年度から令和7年度までの「部活動改革に関する改革推進期間」が終わりを迎えて、令和8年度から令和13年度の6年間を部活動改革の「改革実行期間」と位置付け、部活動の地域展開等の全国的な実施を推進することとしています。少子化に伴う生徒数の減少や、スポーツクラブ等の民間団体による中学生年代を含めたクラブの増加、教員の働き方改革等、中学生年代のスポーツ環境や学習環境は、私たちが過ごした学生時代とは大きく変化していると思います。このような中で、多度津町、多度津町教育委員会における多度津中学校の部活動の地域展開について、質問をさせていただきます。

本日の質問が、教育行政を担う教育委員会、学校現場を預かる教員の皆様、子弟を中学校に通わせている保護者の皆様、実際に中学生という多感な学生時代を過ごしている生徒の皆さん、また、今後多度津中学校に入学を予定している子どもたちにとって、よりよいスポーツ環境の助成につながることを願って、以下8点について質問させていただきます。

それでは質問に入ります。これまで中学校において部活動が担ってきた役割や効果等について、お答えください。

教育長（三木 信行）

門議員の「これまで中学校において、部活動が担ってきた役割や効果等について」のご質問に、答弁をさせていただきます。

議員のご指摘にある、令和7年12月に文部科学省により示された「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」において、部活動が担ってきた教育的意義について、①スポーツ・文化芸術・科学等の楽しさや喜びを味わい、生涯にわたって豊かな活動を継続する資質や能力を育てること、②体力の向上や健康の増進、感性・創造性・表現力の育成につながることで、③自主性、協調性、責任感、連帯感などを育成すること、④自己の力の確認、努力による達成感、充実感をもたらすこと、⑤互いに競い、励まし、協力する中で友情を深めるとともに、

学級や学年を離れて仲間や指導者と密接に触れ合うことにより、学級内とは異なる人間関係の形成につながることを、とされています。

本町においても、多度津中学校の部活動は、生徒の成長を支える重要な教育活動として位置付けられており、中学校総体前に壮行会を行ったり、優秀な成績を収めた生徒を表彰したりしています。そのことで、表彰された生徒の自己肯定感が向上したり、周囲の生徒との一体感や努力を讃える風土の醸成を図ったりしています。また、成績の良し悪しに関わらず、同じ目標に向かって仲間と共に切磋琢磨することが人間的な成長に大きく寄与するものと考えています。以上、答弁とさせていただきます。

議員（門 秀俊）

次の質問です。

国が進めている部活動の地域展開とは具体的にどういったものか、お答えください。

教育総務課長（池田 友亮）

門議員の「国が進めている部活動の地域展開とは具体的にどういったものかについて」のご質問に、答弁をさせていただきます。

「地域展開」とは、生徒のスポーツ・文化芸術活動を学校部活動から地域クラブ活動に展開することを指します。具体的には、先の答弁と同じく文部科学省の「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」に示されています。ガイドラインでは、令和8年度から令和13年度までの6年間を「改革実行期間」と定めており、この期間内に、原則として全ての学校の休日の部活動について、「地域展開」を実現することを目指しています。

この「地域展開」には、2つの理念があります。1つ目は、学校内の人的・物的資源で運営されてきた活動を広く地域に開き、地域全体で支える体制への転換です。

2つ目は、地域に存在する人的・物的資源を活用しながら、地域全体で支えることによって可能となる新たな価値を創出し、より豊かで幅広い活動を可能とすることです。

特に重要な点は、「地域展開」は単なる「地域連携」ではないという点です。部活動指導員の配置や合同部活動の実施といった「地域連携」とは異なり、「地域展開」は学校部活動の枠組みそのものを地域クラブ活動へと転換させるものです。これは、学校教育の一環としての部活動から、地域全体で支える活動体制への抜本的な改革を意味しています。以上、答弁とさせていただきます。

議員（門 秀俊）

次の質問です。

国の動向に対して、多度津町教育委員会としてはどのように受け止めているか、お答えください。

教育長（三木 信行）

門議員の「国の動向に対して、多度津町教育委員会としてはどのように受け止めているかについて」のご質問に、答弁をさせていただきます。

生徒のスポーツ・文化芸術活動を学校部活動から地域クラブ活動へと展開することは、部活動が果たしてきた役割を地域全体で担う体制を構築するという改革です。この改革を推進するために、国が明確に期限を設定したことは、地方自治体にとって重要な指針となるものと考えています。しかし同時に、地域展開における制度設計の多くの部分が地方自治体、とりわけ市町村に任されており、特に小規模自治体が地域展開を実施するには多くの困難が伴うものと考えています。

そのため、本町においても令和6年度に「多度津町部活動地域移行検討協議会」を立ち上げ、国の方針に基づき、令和7年度に組織名を「多度津町部活動地域展開検討協議会」に改め、多度津中学校の地域展開について、協議を進めています。以上、答弁とさせていただきます。

議員（門 秀俊）

再質問させていただきます。

ただいまの答弁の中で、「多度津町部活動地域展開検討協議会」とありました。過去に委員会等で報告があったと思いますが、協議会の委員構成や協議内容を教えてください。

教育総務課長（池田 友亮）

門議員の再質問に答弁をさせていただきます。

議員ご指摘のとおり、多度津町部活動地域展開検討協議会については、令和6年12月定例会の総務教育常任委員会の中でご報告させていただいております。多度津町部活動地域展開検討協議会は、多度津中学校における部活動の適切で持続化可能な環境構築を目指し、段階的な地域移行の方向性を検討するため、令和6年9月29日に施行した多度津町活動地域移行検討協議会設置要綱に基づき、検討協議を続けています。

なお、先ほどの答弁のとおり、令和8年1月に多度津町部活動地域展開検討協議会設置要綱に改正をしています。検討協議会は、本要綱第3条において、委員20名以内で組織するとなっており、同条第2項で、学識経験者、スポーツ団体関係者、文化芸術団体関係者、多度津スポーツ推進委員の代表、多度津中学校の保護者の代表、多度津中学校の学校運営協議会の代表、多度津中学校長、多度津中学校の部活動顧問教諭代表、教育委員会教育総務課長、教育委員会生涯学習課長の中から委嘱するものと定めています。現在は16名の方に委嘱させていただいております。

また、令和6年度には、第1回の協議会を令和6年10月15日、第2回を令和7年2月28日に開催いたしました。第1回目には、検討協議会の目的と、教職員に対して部活動地域移行についてのアンケートを行うための協議を行い、第2回の時に、教員アンケートの結果を共有いたしました。アンケートの結果から、部活動の教育的

意義には高い肯定感がある一方、指導者不足や教員の過度な負担が進行していることが浮き彫りになっています。そして、学校と地域が連携し、地域全体の力で子どもを育てるという理念の下、学校側も地域クラブの運営を、単なる丸投げをするのではなく、学校、地域、家庭が連携した体制づくりを段階的に進めていくことを確認しました。

令和7年度には、令和7年6月26日に第3回、令和7年10月21日に第4回を、令和8年2月20日に第5回を行いました。第3回では保護者アンケートについての内容等の協議を行い、第4回ではアンケートの中間報告、国、県の動き、及び多度津町部活動地域展開推進計画の概要案を協議いたしました。第5回において、アンケート結果を踏まえた多度津町部活動地域展開推進計画について、基本目標、基本方針等を協議いたしました。

令和8年度は、7月1日に第6回を開催し、現状の共有と今後の動きについて協議する予定です。以上、答弁とさせていただきます。

議員（門 秀俊）

ありがとうございます。次の質問に行きます。

県や他の市町の動向はどのようになっていますか、お伺いいたします。

教育総務課長（池田 友亮）

門議員の「県や他市町の動向はどのようになっていますかについて」のご質問に、答弁をさせていただきます。

香川県においては、県教育委員会が、「地域の子どもは、学校を含めた地域で育てる」という考え方に基づき、部活動の地域展開を推進しています。昨年10月には、「香川県中学校部活動地域移行等推進の手引き」を作成し、運営主体や指導者、会費などの具体例を記載したロードマップを示しました。これにより、各市町が地域展開を進める際の参考となる具体的な指針が提示されています。さらに、県教育委員会は、令和8年度からの国の「改革実行期間」開始を踏まえ、令和8年3月末に「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」を策定いたしました。

先の答弁のとおり、地域展開における制度設計の多くの部分が市町村に任されています。県内においても各市町の地勢、人口、学校数等、部活動地域展開を取り巻く環境は様々であるため、取組状況もかなり違いがあります。

例えば、高松市においては、令和7年11月に「高松市地域クラブ活動基本方針」を策定し、令和9年9月から中学校における部活動を平日・休日ともに終了し、地域クラブ活動に全面移行する方針を決定しています。高松市の特徴としては、国が示す休日からの段階的な地域展開ではなく、平日・休日ともに地域クラブ活動への全面移行に踏み切る点です。これは、平日と休日で指導者が異なることへの不安、責任の所在の不明確さ、連携の難しさを解決するための判断のようです。また、令和

6年4月には、公益財団法人高松市スポーツ協会と「運動部活動の地域移行に関する協定」を締結し、部活動地域展開支援コーディネーターを配置するなど、具体的な準備が進められています。

次に、丸亀市では、令和5年度に「丸亀市部活動地域移行等検討委員会」が設置され、検討を進めています。その中で、丸亀市教育委員会は、「丸亀市部活動の地域との連携・協働について」を策定し、令和5年度から令和7年度を「改革推進期間」と位置付け、実証事業や地域での受け皿づくり、課題の洗い出しなどを行っています。最終目標は、令和13年度までに全ての休日の部活動を新たな「地域クラブ活動」へと移行させる計画となっています。現在は、少子化で単独校でのチーム編成が難しくなった競技を中心に、複数の中学校が合同で練習・試合を行う合同部活動や拠点校方式の運用をしています。また、令和6年末には笹川スポーツ財団と「アクティブシティ推進」に関する包括連携協定を締結しています。本協定に基づき、地域のスポーツクラブや民間・大学のステークホルダーを巻き込んだ受け皿の基盤づくりを推進しています。

最後に、三豊市では、部活動の地域展開を「放課後改革」として位置付けており、生徒が放課後に多様な選択肢を持てるようにすることを目指しています。三豊市は、令和5年2月に地域移行の受け皿となる一般社団法人「三豊市文化・スポーツ振興事業団（通称：ミクスポ）」を設立しました。そして、「三豊市放課後プラットフォーム・クラブ登録制度」を設置し、地域クラブを公認・登録する仕組みを整えています。そして、令和9年度には、平日の部活動は学校で継続し、休日の部活動は原則として行わず、地域クラブ活動へ完全移行することを目指しています。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（門 秀俊）

次の質問です。

多度津町のホームページを確認すると、多度津町部活動地域展開推進計画が掲載されています。これは、町が考える部活動の地域展開に向けた計画そのものだと思います。計画の中身について、具体的に教えてください。

教育総務課長（池田 友亮）

門議員の「多度津町地域展開推進計画の中身について」のご質問に、答弁をさせていただきます。

現段階の多度津町部活動地域展開推進計画は、国のガイドライン及び香川県中学校部活動地域展開推進協議会等で示される各種資料をとりまとめ、本町の特徴である1町1中学校であることや、指導員や指導団体及び学校設備等の現状を整理し、現段階で本町の実態に沿った形でまとめたものです。

本計画では、休日の部活動地域展開の完了時期を国に合わせて、令和13年度末を目標としています。そして、できる部活動から地域展開をすることなどを示してい

ます。ただし、地域の受け皿の要件は、国や県の示している内容よりも広く捉え、認定地域クラブのみではなく、多様な団体等が生徒を受け入れていただけることを可能にしています。そして、生徒数が減少していることから近隣市町との連携を模索すること、加えて、随時、推進計画を見直すことを明記していることが、本町の推進計画の特徴的な部分となっています。以上、答弁とさせていただきます。

議員（門 秀俊）

次の質問です。

教育委員会として、部活動の地域展開を今後どのように進めていこうと考えているのか、お答えください。

議長（金井 浩三）

門 さん、1つ飛んだよ。

議員（門 秀俊）

間違えました。飛びました。6番が飛んでおります。訂正させていただきます。

6番目の質問です。現在、中学校の部活動の状況及び指導者の状況、並びに地域展開の進展状況についてお答えください。失礼しました。

教育長（三木 信行）

門議員の「現在の中学校の部活動の状況及び指導者の状況、並びに、地域展開の進展状況について」のご質問に、答弁をさせていただきます。

部活動の運営は、子どもの意欲を大切に、活動できる場を確保したいという校長以下中学校教員の献身的な意思により、成り立っています。ただし、部員減が著しい、または外部に完全に活動拠点がある部活動については、地域展開を見据え、令和8年度より新たな部員の募集を停止しているところもあります。また、部活動の指導者のうち、顧問である教員が専門性を持ち指導している者は半数ほどです。それを補完する部活動指導員は、サッカー部、ソフトテニス部、バレー部、バスケット部に配置をしています。その他、外部コーチに指導いただいている部活動があります。

なお、本年度より地域展開が始まった部活動は少林寺拳法部で、地域展開を検討している部活動は、現段階でソフトテニス部、サッカー部となっています。以上、答弁とさせていただきます。

議員（門 秀俊）

次の質問です。

教育委員会として、部活動の地域展開を今後どのように進めていこうと考えているのか、お答えください。

教育長（三木 信行）

門議員の「教育委員会として、部活動の地域展開を今後のどのように進めていこうと考えているのかについて」のご質問に、答弁をさせていただきます。

令和 13 年度末には、休日の部活動が地域認定クラブ活動等の活動となり、学校、教職員の責務ではなくなります。そのため、生徒が休日に活動するためには、地域認定クラブ等の受け皿が必要になっていきます。そのような状況の中、先ほどの答弁のとおり、地域認定クラブ活動として、少林寺拳法部が地域展開の前例を作っていただきました。地域展開は多くの方々が想像しているような大きな困難を伴うものではないことを、地域や保護者の方々、とりわけ各競技団体の指導者の方にご理解いただきたいと考えています。そして、積極的に子どもたちの受け皿づくりにご協力を賜りたいと思います。

そのために、本年度より役割を明確にした部活動地域展開統括コーディネーターを教育委員会に配置しました。そして、地域展開の方法や道筋の具体例を、ホームページ等を利用して積極的に発信していきます。加えて、地域展開を希望する団体には、教育委員会として、コーディネーターを中心に協力をし、その活動を支援していきます。また、中学校の生徒数、教員数が、この数年で減少していくことも事実であり、子どもたちの適切な活動の場を確保するため、広域化についても実現が可能なのか検討を続けていきます。以上、答弁とさせていただきます。

議員（門 秀俊）

再質問させていただきます。将来、部活動という言葉は無くなるでしょうか。お答えください。

教育総務課長（池田 友亮）

門議員の再質問に答弁をさせていただきます。

現在、国のガイドラインでは、令和 13 年度末には部活動という言葉は、土日祝日、休日においては無くなると思っています。ただし、受け皿の団体によりますが、平日において部活動という言葉は残っていると思います。それを踏まえて、生徒のためにどのような活動ができるのか、検討協議会を中心に協議を続けてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（門 秀俊）

部活動の地域展開については、運動部活動においては、体育協会やスポーツ少年団、総合型地域スポーツクラブ、その他各種競技団体等の協力が必要だと考えます。また、文化系活動においても、それぞれの文化活動団体や個人等の協力が必要不可欠だと考えます。それらの協力の結果、地域展開が進展し、その後の中学生年代へのより豊かな課外活動の場の提供に繋がるのではないかと考えています。

また、各種競技団体や文化系団体等においては、この機会をチャンスと捉え、部活動に代わって中学生を受け入れることも考えている場合もあると思います。ただ、これまで中学生との関わりがなかったことや、現実に部員がいない等の状況から、どのように活動を進めていいものか、二の足を踏んでいる方もいるのではないかと考えています。

そこで最後の質問です。そのような団体との協力体制の検討や団体のサポートについて、どう考えているのかお答えください。

教育総務課長（池田 友亮）

門議員の「地域展開を考えている団体との協力体制の検討や団体へのサポートについて」のご質問に、答弁をさせていただきます。

生徒が休日に活動するためには、地域認定クラブ等の受け皿が必要になっていきます。そのため、この機会をチャンスと捉えている団体等の方々には、本年度より配置している部活動地域展開統括コーディネーターを中心に地域展開についてご説明させていただき、設立に向けて協力してまいります。また、部活動に代わって活動する地域認定クラブ活動となった場合には、生徒への周知方法や活動場所等についても、一緒に考えてまいります。以上、答弁とさせていただきます。

議員（門 秀俊）

最後に、当初も述べましたとおり、現在の中学生を取り巻く環境は、過去の私たちが過ごした時代とは大きく変わっていると思います。

教育委員会も、現場の教員も、保護者も、中学生も、各種団体の関係者も少しずつ考えを調整しながら、それぞれにとって有意義なものになるよう、部活動という言葉にとらわれず、町全体で各種活動の活性化や中学生の活動の場の維持、向上につながることを願って、一般質問を終わります。ありがとうございました。

議長（金井 浩三）

これをもって5番、門 秀俊 議員の質問は終わります。

次に9番、小川 保 君。

議員（小川 保）

おはようございます。9番、小川保でございます。

こう見回してみますと、4月から新しい陣容になったかなと感じております。新しい課長さんとか、あるいは異動になった課長さんとか。皆さん方、清々しい顔つきで私どもも頑張って参らないかなとつくづく感じております。どうぞよろしくお願いします。一般質問については、一問一答方式でお願いいたします。

本日は、多度津町における文化財について、そして避難所の男女の区分分けについて、この2件について質問をいたします。

1番目、多度津町の指定文化財の数について質問をさせていただきます。

皆さんご承知のように、私どもの多度津町は弘法大師空海さんが誕生された白方という地域、恐らくその時代は白い砂浜と青い波、白砂青松の町でなかったかなというふうに想像されます。そして、その後は室町時代、恐らく1360年代ぐらいだったと思いますけれども、西讃エリア、三野郡、多度郡、豊田郡、この3郡を与えられ統治していた守護代、香川景則氏の拠点がこの多度津町であります。恐らく、こういったところも皆さんご承知だろうと思いますけれども、改めて考えてみますと、

この多度津町っていうのはすごいところだなと思っております。つまり、この3郡というのはほとんど香川県の西讃地域全体であると。その拠点がこの多度津町であったということです。この多度津町の中でも、特に、現在の白髭神社周辺の本台山に館を構えておりました香川氏は、江戸時代では陣屋という表現をしておりますけれども、当時は館ということらしいです。そして、天霧山に築城をしたと。その後、約200年間統治が続いておったということです。つまり、この多度津が200年間西讃地域の中心であったという、そういうすごい町なんです。こういう稀有な町に私もは住まわせていただいている。この感謝に基づいて、今から質問をさせていただきたいと思っております。

質問の1番目、多度津町指定の文化財の総数と代表的なもの、10点ほど例示いただきたい。お願いします。

生涯学習課長（福田 純）

小川議員の「多度津町指定文化財について」のご質問に、答弁をさせていただきます。

令和8年6月1日時点の多度津町指定文化財の総数は48件となっています。内訳としては、有形文化財が38件、無形文化財が4件、記念物、史跡でございますが、6件でございます。

本町の指定文化財の中から、代表的なものを10件紹介させていただきます。

まずは有形文化財、建造物でございますが、旧合田家住宅（島屋）です。これは、明治中期から昭和初期にかけての民家建築の建造物でございます。次に、林求馬邸です。これは、江戸時代の武家住宅として貴重な建造物でございます。次に、多度津鳥居、金毘羅鳥居でございます。金毘羅信仰の歴史を伝える鳥居で、県立桃陵公園内にございます。次に、金毘羅燈籠です。これは、金毘羅参詣道に関連する石造物です。

続きまして、有形文化財、歴史資料でございますが、北前船関係の古文書です。これは、本町の海運・交易の歴史を示す重要な資料で、資料館にて収蔵しています。次に、武田三郎の版木と関係資料です。これは、版画家として文化・芸術を示す資料で、これも資料館にて収蔵しています。

続きまして、有形民俗文化財でございますが、高見島の埋め墓があります。これは、本町の埋葬文化・民俗を示す墓でございます。

続いて、無形民俗文化財でございますが、南鴨の大般若経巡行があります。これは、伝統的な宗教行事として継承されている儀式で、南鴨念仏踊り保存会によって管理されております。次に、ヤットセー踊り及びヤットセー音頭でございますが、これは本町の民俗芸能を代表する伝統文化で、ヤットセー踊り保存会によって管理されております。

続きまして、記念物、これは史跡でございますが、宿地古墳がございます。これ

は、本町の古代歴史を物語る重要な遺跡でございます。以上、答弁とさせていただきます。

議員（小川 保）

質問2番目です。

それらの管理状態、そして毎年の予算計上、そして現在と今後の計画についてお伺いいたします。

教育長（三木 信行）

小川議員の「町指定文化財の管理状況、毎年の予算、今後の計画について」のご質問に、答弁をさせていただきます。

町指定文化財のうち、町が所有をしている文化財は、旧合田家住宅（島屋）や資料館所蔵資料があり、適切に管理・保全しています。その他の文化財については、個人、自治会及び各保存会が所有をし、管理・継承しています。

毎年の予算計上は、町が所有をしている旧合田家住宅（島屋）については、一般社団法人合田邸ファンクラブに年間50万円で維持管理を委託しており、昨年度は本町デーに合わせた一般公開と日本遺産北前船関連の企画展の会場として活用しました。また、資料館所蔵の資料についても、企画展や古文書講座を通じて活用しています。その他の自治会及び各保存会が所有をしている文化財については、町から管理団体へ補助金を交付し、管理・保全に努めていただいています。

今後の計画としては、これらの指定文化財は、多度津町の歴史、文化、伝統を示す貴重な資料であり、本町の歩みを物語る重要な文化遺産のため、必要に応じて予算を計上するとともに、文化財を適切に保全し、町民及び来訪者への学習・啓発の場として活用を図り、多度津町の歴史と文化の継承に努めていきたいと考えています。以上、答弁とさせていただきます。

議員（小川 保）

文化財という言葉について、少しお話をさせていただきます。

文化財とは、国宝や重要文化財のこと、そんなふうに皆さん思われがちですが、本来は長い時間の中で生まれ、育まれ、そして守り伝えられてきた文化そのものを指します。これは、実は第26代の次期当主となる予定の冷泉渚さん、この方の言葉なんですけれども。冷泉氏曰く、人は、いきおい、物だけを文化財だと考えがちではありますが、しかし歴史の中で地元住民たちが大切に育んできた歴史も、実は文化財であります、というふうにお話しされております。シビックプライドという言葉があります。それは、このまちに合った歴史、そして継承され伝えられてきた文化的事象、これらに対し、そこに住む住民たちの自負し、好感度、郷土愛など、まさに住む人たちのプライドだと言えましょう。しかしその文化が文化財として伝えられなければ、そこに住む人たちの心の中に形づくられた歴史も次第に薄らいでいくということになりましょう。さて、そういった意味で、常に不断に伝えられる

メッセージは。具体的な手だては。私は、解説板が重要だと思っております。つまり、歴史の現場で、その場所で、街中に高札と、そんなようなものを整備、設置すべき、このことが肝要だと私は考えております。

ここで質問です。今現在、解説板の設置はどのように、またどんな場所に、どんな内容で、それらの活用など、お伺いいたします。お願いします。

生涯学習課長（福田 純）

小川議員の「解説板の設置について」のご質問に、答弁をさせていただきます。本町の指定文化財のうち、屋外に所在する文化財については、来訪者や町民の皆様が分かりやすく学習できるよう、文化財に近接する位置に解説板を設置しています。直近10年間においては、専門的な知識をもとに考古学的調査や文献研究による最新の情報を反映させ、11点の解説板を更新してきました。これらの看板には、文化財の歴史的背景、建築や製作技法、発掘調査の成果などを掲載し、来訪者や町民の皆様が文化財の魅力を理解できるよう工夫しております。

設置した解説板は、まち歩きや小学校の校外学習など、様々な場面で活用させていただいており、町民及び来訪者にとって本町の歴史と文化について学ぶ貴重な役割を果たしています。今後も、これらの解説板を通じて、本町の文化財の価値を広く周知し、文化財への理解と魅力発信に努めてまいります。以上、答弁とさせていただきます。

議員（小川 保）

今お話しいただきました内容についての、その解説板の場所、そういった説明ありましたけれども、伺っておりますと、物を借りての歴史的事象、こういったものを説明されておると感じられましたけれども、私が最初申し上げましたように、文化というのはその歴史そのものであるということです。物がなくても、実はこの周辺この現場でこういったことがあったということ、これも文化だと思います。つまり今後、解説板の設置においては、その現場その地域でこんなことがありましたというのも、解説板で表現されるのもよろしいかと思っております。よろしくお願いします。

そこで、4つ目の質問です。子どもたちも含め、住民の皆様に分かりやすく、そしてカッコよく、そして詳細に、QRコードを使ってというようなかたちで、そしてそれ以降の保全、こういったものはどうすればよろしいでしょうか。

生涯学習課長（福田 純）

小川議員の「解説板と今後の保全について」のご質問に、答弁をさせていただきます。

議員ご質問のとおり、更新した解説板の一部にはQRコードを導入し、町ホームページの文化財解説ページへアクセスできるようにしております。また、現在作成中の日本遺産「北前船寄港地・船主集落」の解説板については、日本遺産全体を解説

する解説板がなかったことから、中心となる構成文化財である本通の町並みに設置する予定です。当該解説板には、2つのQRコードを掲載し、町ホームページの文化財のページと北前船寄港地・船主集落の総合ページへアクセスすることができるようになっています。このことにより、来訪者や町民の皆様は、その場で詳細な情報を得ることが可能になります。また、ホームページには写真や図面などの画像データを掲載しており、子どもたちを含む町民の皆様に分かりやすく紹介するとともに、多度津町の歴史の魅力を効果的に発信することができます。このようなデジタル技術の活用により、まち歩きや小学校の校外学習など、様々な場面での学習がより充実するものとなっています。

今後の文化財及び解説板の保全につきましては、定期的な調査・点検を実施し、文化財の劣化状況を把握するとともに、必要に応じて修復・補強工事を計画的に検討していきます。町所有の文化財である旧合田家住宅（島屋）につきましては、年間予算の範囲内で建屋の部分的な保全を実施しており、今後も限られた予算の範囲内で対応していきます。個人、自治会及び保存会が所有している文化財につきましては、管理団体との連携を強化し、適切な保全方法についての助言を行うとともに、必要に応じて補助金による支援を検討していきます。また既存の解説板についても劣化状況を把握し、必要に応じて更新又は新たな知見も盛り込んだ内容の解説板の更新に努めていきます。さらに、文化財の価値を次世代に継承していくため、小学校の校外学習や生涯学習講座などを通じた啓発活動を充実させ、地域全体で文化財を守り継承していきたいと考えています。以上、答弁とさせていただきます。

議員（小川 保）

解説板ですけれども、私も時折読ませてもらったり、いろいろ見させてもらっておりますけれども、何かそっけないというか、味気ないというか、もう少し温かみのある、そしてデザイン性も重視された、そういった解説板もぜひご検討願いたいなど。今後、更新する際にいろいろ考えていただいたらと思います。よろしくお願いします。

次に2つ目ですが、避難所の男女の区分分けについて質問をさせていただきます。まず、一人一人が平等に避難所を運営できるシステムがマニュアル化されているのでしょうか。また、誰が平等にマニュアル執行をするのでしょうか。お願いいたします。

総務課長（松浦 久美子）

小川議員の「避難所を平等に運営できるシステムのマニュアル化及びマニュアルを執行する者について」のご質問に、答弁をさせていただきます。

本町の地域防災計画では、指定避難所の運営については町が行うこととしておりますが、南海トラフ地震に代表される大規模災害発生時には、災害の規模によっては町職員自身も被災し限られた職員で災害対応業務に従事することから、町職員によ

る避難所の運営は困難となることが予想されます。本町では、令和4年3月に「多度津町避難所運営マニュアル」を策定しております。このマニュアルは、東日本大震災などの過去の大規模災害における課題や教訓を踏まえ、避難所に関する基本的な考え方、避難所組織のあり方や活動内容、施設の活用方法をまとめたものでございます。このマニュアルを基に、各地域の実情を反映した避難所の運営マニュアルを地域の自主防災組織が策定することができるよう、それぞれの自主防災組織の立ち上げ時にはマニュアルについての説明を行っております。しかしながら、現在、策定状況の確認が十分にできていませんので、今後、自主防災組織連絡会において、現状把握に努めてまいります。

次に、内閣府の策定した各種指針・ガイドライン等においては、行政が全てを運営するのではなく、発災後速やかに被災者自身が役割を分担し、住民主体で運営組織を立ち上げ、避難者主体の自主運営を行うこととなっております。そのためには、避難者の中から避難所マニュアルを執行する者、つまり避難所の運営リーダーを決める必要があります。このことについて、千葉県柏市では「役割分担カード」というものをマニュアルとして策定し、避難所を運営するリーダーを決める手順としてシステム化している自治体もあります。また、高知県高知市では、リーダーが避難所を運営するために必要な受付設置チームなどチーム長を決めるためにカードを用いて、各チーム長を決める手順をフローチャートなどによりシステム化している自治体もあります。

本町でもこれらの事例を参考にし、地域住民が避難所を自ら運営することができるような体制となるように自主防災組織などと協力していきたいと考えております。以上、答弁とさせていただきます。

議員（小川 保）

今、松浦課長からお話をいただきました、避難所の中でリーダーを決める際のカード。こういったものが現物として千葉県の柏市とか、高知とかあろうかと思しますので、もしよろしければ、そういったものも取り寄せをさせていただいて、参考にしてみようということも必要でないかなと思っています。よろしくお願いします。

次の質問です。当然、できていると思うのですがけれども、改めて確認します。生活に必要な設備は周到に準備・用意できておりますか。またそれはどのような設備でしょうか、食事以外でお答えください。お願いします。

総務課長（松浦 久美子）

小川議員の「食事以外の生活に必要な設備の準備状況について」のご質問に、答弁をさせていただきます。

本町では、地域の実情に応じた備蓄目標を立て、食料や飲料水、また、避難所生活に必要な日用品等の現物備蓄に努めるとともに、流通事業者との協定による流通備

蓄により必要数量を確保することに努めています。

議員ご質問の食事以外の具体的な備蓄品目については、まず「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画」では、毛布、乳児・小児用おむつ、大人用おむつ、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレットペーパー、生理用品となっております。また、県の定める「避難所関連物資等の備蓄マニュアル」では、簡易ベッド、パーティションが追加されており、これらの備蓄状況は県ホームページで公開されております。

備蓄物資の目標数は、令和7年に公表された香川県地震・津波被害想定の本町における最大避難所避難者数約6,100人を基に算出し、備蓄を進めております。本町の食事以外の備蓄状況は、毛布が6,393枚、子供用紙おむつが2,006枚、大人用紙おむつが350枚、携帯用トイレが29,390回分、トイレットペーパーが76,600m、生理用品が4,367枚、簡易ベッドが534基、パーティションが401基でございます。

また、町独自としても、避難所で生活を行うために必要となる各種物資類の備蓄を進めています。具体的には、紙製のものも含めた食器類、調理に必要なカセットコンロ及びカセットコンロボンベ、発電機能付き多機能ランタン、乾電池、ソーラーパネル付蓄電池、タオル類、フロアマット、浄水装置等も備蓄しております。

これら備蓄物資の目標数は、平成26年に公表された香川県地震・津波被害想定の本町における最大避難所避難者数約4,200人を基に算出し、備蓄を進めておりましたが、しかし、昨年新たに公表された被害想定では6,100人に増加したことから、一部の備蓄品目については、県の定めた目標数量に届いていない状況となっております。今年度は、簡易ベッドとパーティションを追加購入するなど、新たに目標数量の達成に向け、引き続き備蓄に努めてまいります。以上、答弁とさせていただきます。

議員（小川 保）

私が今、食事以外ということで説明を求めましたけれども、皆さんも記憶に新しいと思いますけれども、阪神淡路の大震災、それから東北地方です。こういった立て続けに大きな地震、災害が発生しておりました。2011年3月11日の東北震災。この時には私も8月にボランティアとして石巻に行って、食事の提供という形で参加させてもらいましたけれども、その時に感じたのが、実は食事は十分間に合っている。つまり、日本の中でそういう災害が起きたのは局所的であったということで、私どもの地方では何にも影響がなかった。つまり、日本の全国の中で食事を提供する可能性っていうのは、たくさんチャンスがあるわけです。そういう意味で、現場では、行きますと、弁当やら食事やらたくさんあるんです。倉庫にもう山盛りであって、実は廃棄せないかんというぐらいたくさんあったという状況です。これは、3月に発災した後8月に行った、その時の状況ですけれども。そうしますと、それよりも他の部分がもしや大事なのではないかと感じまして、現地でいろいろ聞きま

すと、やっぱり男女別の設備、そういった区分けがあまりできていないので非常に困るというお話を聞きました。当時。

そこで、3つ目の質問です。避難所のレイアウトは作成されておりますか。それらのレイアウトは、女性の視点を採用しているのでしょうか。例えば、世帯別の区分、男女別のトイレの位置、こういったものが適正な距離で取れているのか、そして、ごみ箱、ごみ格納施設は、男女別の廃棄の区分管理なのか。それらは、当然男子と女子では、絶対的な生理の違いがありますので、当然区分されて然るべきことでしょう。いかがでございましょうか。

町長（丸尾 幸雄）

小川議員の「女性の視点を採用した避難所レイアウトの作成について」のご質問に、答弁をさせていただきます。

「多度津町避難所運営マニュアル」には配置計画の例として、多度津中学校体育館を用いた避難所のレイアウトを表示しております。その中では、男女で物理的に距離を取ったそれぞれの更衣室や、要配慮者用の福祉避難スペースを記載し、「女性用スペースの確保」を明文化するなどしております。実際の災害時には、避難者の数や状況によっては、マニュアルどおりの配置やレイアウトとすることが難しいことが予想されますが、避難所生活の長期化が予想されるタイミング、具体的には発災1週間程度を目途に、避難所のレイアウトを整理することを提案するなど、可能な限り女性の皆様に配慮したレイアウトとなるように努めていきたいと考えております。

また、先ほどの答弁でも申し上げたとおり、本年度からの試みとして、多度津中学校体育館を利用した住民参加型の避難所設営訓練を企画しており、その訓練では実際の災害現場で避難所設営の経験をもつ事業者と協力をし、新たな機材や教訓を取り入れた避難所レイアウト案も作成中であります。こちらでは、世帯構成に応じて1名用、2名用、4名用の各種パーティションを用いたプライバシーに配慮した空間の確保、パーソナルテントと簡易トイレを組み合わせた仮設トイレについても配置する予定となっております。この訓練を通じて、町職員のみでなく、災害の際には避難者となる可能性がある住民の方々と協働しながら、女性の視点を取り入れた実行力のある避難所運営が可能になるよう努めてまいります。

作成した避難所のレイアウトにつきましては、避難所となる施設に常時掲示することで、発災時の避難所設営が円滑に進むことにつながると考えられるため、避難所レイアウトの常時掲示につきましても、施設管理者と協議するなど、今後研究してまいります。

なお、議員ご指摘のとおり、女性目線での避難所運営につきましては、重要な課題であると考え、本年度より、主として危機管理業務にあたる危機管理係に女性職員を配属しました。議員ご指摘の避難所のゴミ箱の問題をはじめとする、女性視点で

の避難所の運営について、本町でも更なる検討ができるように、今年度、香川大学危機管理先端教育研究センターが監修した女性職員対象の避難所等支援者育成事業の研修に危機管理系の女性職員と保健師が受講する予定のほか、全国市町村国際文化研究所で実施の災害発生時の市町村の対応研修にも同女性職員が受講する予定となっております。これらの研修で学んできたことを踏まえて、本町のマニュアル等に早急に反映させたいと考えております。以上、答弁とさせていただきます。

議員（小川 保）

女性の視点で運営提案を考え、これから計画をするということですが、そういったことは既に採用しております佐賀県の事例です。これを申し上げますと、「T・K・B」ということらしいです。Tはトイレ、Kはキッチン、Bはベッドという、この3つのことです。これらは、世帯別、男女別など、最低限の区分距離を必要としている設備だということらしいです。本町では、これらの計画について如何様になさっているのでしょうか。お願いいたします。

総務課長（松浦 久美子）

小川議員の「本町におけるトイレ、キッチン、ベッド、いわゆるT・K・Bの取組について」のご質問に、答弁をさせていただきます。

災害対策における「T・K・B」とは、避難所の環境を改善し、避難生活における体調悪化、ひいては「災害関連死」を防ぐために重要とされている3つの要素です。内閣府のガイドラインでも、発災後速やかに整備すべき最優先項目として位置付けられております。

まず、1つめの「T、トイレ」は、「安全・清潔で十分な数のトイレを速やかに確保すること」の意味でございます。避難所のトイレが不衛生であったり数が足りずに行列ができたりすると、被災者はトイレに行く回数を減らそうと水分や食事を控えるようになり、結果として脱水症状やエコノミークラス症候群、急性腎不全などを引き起こし命に関わります。本町では、指定避難所の既設トイレだけではトイレの数が不足する可能性を考慮し、簡易トイレや携帯トイレの備蓄を行っており、今後も継続して調達していく予定です。また、仮設トイレについては、現在1社と協定を締結していますが、更なる業者との協定を検討するなど、必要数の確保に積極的に取り組んでまいります。

2つめの「K、キッチン」は、「温かく栄養バランスの取れた食事を迅速に提供すること」の意味でございます。避難直後の食事はパンやおにぎりなどの炭水化物に偏りがちですが、これが長期化すると免疫力が低下し、感染症等のリスクが高まります。「温かい食事」は被災者の身体を温めるだけでなく、精神的なストレスを和らげる効果もあるとされています。本町では、令和6年3月に香川県キッチンカー協会と「災害時のキッチンカーによる炊出実施等に関する協定書」を締結しており、災害時には同協定に基づき避難所等でキッチンカーによる炊き出しの実施する

ことを要請することとしています。

3つめの「B、ベッド」は、「床に直接寝るのを避ける段ボールベッドや簡易ベッドを導入すること」の意味でございます。体育館等の硬い床に直接寝ると、埃等を吸い込んで肺炎を引き起こしやすくなります。また、床からの冷えによる体調不良や、起き上がりにくさによる高齢者の筋力低下、廃用症候群を引き起こし、災害関連死につながる可能性があります。本町では、令和5年度まではエアーマットの備蓄を進めておりましたが、令和6年度以降は国のガイドラインの改定等に伴い、簡易ベッドへ切り替えて備蓄を進めております。本年度予算でも国や県の補助金を活用して追加調達する予定ですが、不足分は流通備蓄として確保するため、調達に関する協定を事業者と締結する予定で調整中でございます。

議員ご質問のT・K・Bをはじめとする女性目線の避難所の運営についても、先ほど申し上げた各種研修会において学んできたことを本町のマニュアル等に反映していきたいと考えております。以上、答弁とさせていただきます。

議員（小川 保）

最後の質問です。避難生活が長期になった場合を想定した場合、どんな対策をお考えでしょうか。お願いします。

総務課長（松浦 久美子）

小川議員の「避難生活が長期化した場合の対策について」のご質問に、答弁をさせていただきます。

長期の避難を余儀なくされる理由の大きなものとしては、水道・電気・ガスといった生活インフラの復旧の遅れが考えられます。香川県地震・津波被害想定調査報告によると、南海トラフ地震の想定される最大クラスの被害では、本町においても発災後1か月の時点で上水道の断水人口が7,700人、下水道の機能支障人口が6,400人、電力の停電軒数が3,500軒、都市ガスの供給停止率が68%と、生活インフラの復旧には相当の時間を要することが見込まれております。

このように避難生活が長期化する場合、行政には「命をつなぐ応急処置」から「生活の質を保ち、次の住まいへ移行するための生活再建支援」へとフェーズを切り替えることが求められます。具体的には、洗濯機の配置や洗濯物を干すためのスペース、簡易入浴施設の整備といった短期的な措置とは異なる措置が避難所においても必要となります。

また、災害関連死を防ぐため、日本医師会災害医療チームJMATや災害派遣医療チームDWAT、各関係機関等の保健師の応援派遣要請を行い、スタッフによる定期的な巡回を行うことや、避難者の心のケアを行うために災害派遣精神医療チームDPATの派遣を要請する必要も出てくると考えております。

更に、将来の生活再建のため必要な情報を確実に被災者へ届ける必要があります。例えば、罹災証明書の発行、義援金の申請、各種減免措置などの手続については、

避難所の掲示板等を活用して情報の発信に努めていく必要があります。併せて、仮設住宅の必要戸数の把握や建設場所の選定、民間アパートの空室活用など、避難所生活の次の段階を見据えた対策については、国や県とも共同しながら議論を進めていきたいと考えております。以上、答弁とさせていただきます。

議員（小川 保）

関連として再質問をさせていただきます。

避難所と想定されております町内の体育館です。中学校は既に空調設備が完了しておりますけれども、あと各小学校等です。こういったものについての空調設備関係の計画は如何様になっておるのでしょうか。よろしくお願いいたします。

教育総務課長（池田 友亮）

小川議員の再質問に答弁をさせていただきます。

昨年度より政策企画調整会議の中で、小学校体育館への空調設備設置に向けた検討を進めております。今後、より具体的な協議検討を進めていくためには、工法や金額、工期等が必要となってきます。つきましては、本定例会において、基本設計業務に係る費用を議案第6号の補正予算の中で提案させていただいております。なお、基本設計業務の中で、初期投資の金額や維持管理費など経済性の比較はもちろんのこと、平常時の学習環境と災害時の避難所機能の両面において、最も適した空調方式、電気式、ガス式等についても、比較検討を行ってまいります。その後、実施設計業務、設置工事へのスケジュールを予定しております。以上、答弁とさせていただきます。

議員（小川 保）

ありがとうございます。

今の補正の議案につきましては、また委員会で十分議論をしたいと思っております。以上、9番、質問を終わります。ありがとうございます。

議長（金井 浩三）

これをもって、9番、小川 保 議員の質問は終わります。

ここで暫時休憩いたします。再開は10時50分をお願いいたします。

休憩 午前10時30分

再開 午前10時50分

議長（金井 浩三）

それでは休憩前に引き続き、一般質問を再開いたします。

次に2番、氏家 法雄 君。

議員（氏家 法雄）

2番、氏家 法雄、一般質問させていただきます。

初めに、昨年来より続く物価高騰は、ウクライナ侵攻に加え中東地域の紛争など、世界情勢の不安定化により原油や天然ガスなどエネルギー価格が大幅に上昇したため、桁違いの物価高が現在の私たちの生活を直撃しております。電気代やガス代だけでなく、これらを使って製造・輸送される全ての製品コストが押し上がり、人手不足と物流コストの増加が単価に跳ね返ってきております。多度津町では、国の「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」を活用した「令和8年度多度津町物価高騰対応商品券」配布の事業に現在取り組んでおります。大勢の住民から、生活のうえで「助かっている」という声をお聞きしますが、一方では不在などによる未配達も報告されており、町役場に返送されているケースも多々あるとお聞きしております。産業課では注意喚起を呼びかけておりますが、引き続き全ての住民の元へ届くよう、ご配慮を継続していただければと思います。

また、6月3日は香川県に大雨強風をもたらした台風6号ですが、総被害額1億4,000万円。農業で1億4,000万、水産業で2,500万、林業600万円と、6月5日、香川県は被害額を報告しております。一刻も早い復旧の後押しをご支援いただければと、冒頭お願い申し上げます。

さて、6月定例会一般質問では次の2点を取り上げ、住民生活の向上に資すればと考えておりますので、よろしくお願いします。1つは、放課後児童対策についてです。1つは、放課後児童クラブについてです。

まず、放課後児童対策についてです。この言葉は、令和7年3月に策定された「第3期多度津町子ども・子育て支援事業計画」で触れられておりますが、最も幅広い意味で言えば、放課後の子どもたちの居場所についての事業になります。事業計画では、放課後子ども教室の実施、放課後児童クラブの充実、3つ目に障害がある子どもに対する放課後対策等の推進、と3つの事業が掲げられています。所管は異なりますが、それぞれの事業の概要についてご説明ください。

生涯学習課長（福田 純）

氏家議員の「放課後子ども教室の事業概要について」のご質問に、答弁をさせていただきます。

放課後子ども教室の所管は、生涯学習課です。放課後子ども教室とは、放課後や長期休業中に、小学校の教室や地区公民館等を活用して、全ての子どもたちの安全・安心な活動場所を確保し、地域の方々の参画を得て勉強やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等の機会を提供する事業です。

本町の取組としては、本町の小学校に通学している全ての子どもを対象に、夏休み、冬休み及び春休みの長期休業中に、多様な学習、体験及び交流の機会を提供しています。令和7年度の実施状況としては、本町の全小学校区である多度津、豊原、四箇、白方において実施しました。具体的には、夏休みには「しかっこ夏休み子ども教室」、「多度津夏休み子ども教室」、「豊原夏休み子ども教室」を、また

冬休み及び春休みには「白方なかよし教室」においてクリスマス会やお楽しみ教室を実施しました。どの教室においても申込者数が多く、地域の方々の参画を得ながら子どもたちに豊かな学習及び体験の機会を提供しており、今年度も実施予定です。以上、答弁とさせていただきます。

健康福祉課長（森 純子）

氏家議員の「放課後児童クラブの事業概要及び障がいがある子どもに対する放課後等対策の事業概要について」のご質問に、答弁をさせていただきます。

まず、「放課後児童クラブ」は、保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生を対象に、放課後や土曜日、長期休業期間中に、適切な遊び及び生活の場を提供する事業です。主な内容は、児童の出欠確認や健康状態の把握、安全な見守り、宿題や自主学習の時間の確保、屋内外での遊び、基本的な生活習慣の支援などを行っています。また、異年齢の児童が一緒に過ごす中で、交流や協調性を育む機会を設けるとともに、必要に応じて学校や家庭、関係機関と連携しながら、児童が安心して過ごせる環境づくりを行うものです。

次に、「障がいがある子どもに対する放課後等対策事業」については、放課後児童クラブにおける積極的な受入れに加え、障害児福祉サービスを活用することにより、障害がある子どもに対する放課後等の居場所を確保するものであり、代表的なサービスとして、放課後等デイサービスがあります。本サービスは、就学中の障害がある子どもに対する通所事業であり、放課後や夏休みなどの長期休業期間中に子どもたちが安心して過ごせる居場所として、遊びや学びを通じて社会性を身につけるための活動を行っています。利用状況は、現在、62人が本町及び近隣市町にある施設を利用しています。以上、答弁とさせていただきます。

議員（氏家 法雄）

ご説明ありがとうございます。3つの事業を今ご説明いただいたんですが、ちょっと確認の再質問をさせていただきます。

3番目の、障害がある子どもに対する放課後対策等の推進については、多度津町の直営の事業ではなくて、例えば民間の放課後デイサービスなどを利用し、その利用料の補助などを後押しをするという理解でよろしいでしょうか。

健康福祉課長（森 純子）

氏家議員の再質問に答弁をさせていただきます。

事業所につきましては、民間の事業所であります。また利用料の補助につきましては、一部は利用者の負担がありますが、残りは町が負担しています。以上、答弁とさせていただきます。

議員（氏家 法雄）

今、3つの事業ご説明いただきまして、学校という居場所、家庭っていうところ、その繋ぎ目をどういうふうに居場所を確保するのかということで、町の取り組

んでいる事業の概要をご説明いただいたんですけれども、そこは進めて行かせていただきます。

放課後児童クラブについては質問をこの後改めますが、放課後児童クラブの充実と障害がある子どもに対する放課後対策等の推進については、そうした子どもたちを積極的に町が見守っていくこと、また有機的な連携を図ることで充実が期待されることが理解できます。

それでは、冒頭にご説明いただきました放課後子ども教室の実施についてなんですけれども、令和5年度の「放課後子ども教室事業報告書」、こちら公開されておりますが、参照しますと、夏季休業中の2教室の実施が確認できます。確認になりますが、放課後子ども教室は、「仕事と子育てが両立しやすい環境を創ります」、これは第186回の国会における施政方針の言葉ですが、のための事業になりますけれども、放課後児童クラブのように常体的な受け入れの居場所というよりも、夏休み等長期休業中に開催される「全ての子どもを対象とした学習支援や多様なプログラムを実施する」、いわば特別教室のようなものといった理解でよろしいでしょうか。

生涯学習課長（福田 純）

氏家議員の「放課後子ども教室は夏休み等に開催される特別教室かについて」のご質問に、答弁をさせていただきます。

議員ご質問のとおり、放課後児童クラブは保護者が仕事等により昼間家庭にいない児童を対象に、放課後及び学校休業日において通年で常設的な居場所を提供する事業です。一方、放課後子ども教室は、全ての子どもを対象に多様な学習、体験及び交流の場を提供する事業です。本事業は、長期休業中等の期間に開催され、学習支援及び多様なプログラムを実施する特別教室として位置付けられています。以上、答弁とさせていただきます。

議員（氏家 法雄）

2つの事業の特色の違いがよく分かるんですが、一方では、文部科学省は放課後児童クラブと放課後こども教室の統合を目指す「新・放課後子ども総合プラン」の終了後も「放課後児童対策パッケージ2026」を発表し、この連携を目指す統合プランを実質的に継続する形で、曰く「放課後児童クラブと放課後子供教室の連携＜同一小学校区内でできる限り早期に全てを連携型へ＞」としております。

令和5年の事業報告では、この放課後児童クラブと放課後子ども教室の連携なしと報告がありますが、この連携できなかった理由をご説明ください。

生涯学習課長（福田 純）

氏家議員の「放課後児童クラブと放課後子ども教室が連携できなかった理由について」のご質問に、答弁をさせていただきます。

放課後子ども教室と放課後児童クラブの一体化及び連携の推進については、児童の健やかな放課後及び長期休業中の居場所づくりにおいて重要な役割を担っていると

認識しています。しかしながら、その推進にあたっては3つの課題があると考えています。

1点目に、行政内の所管部局の違いです。放課後子ども教室は文部科学省、すなわち教育委員会の所管であり、放課後児童クラブはこども家庭庁、いわゆる福祉部局の所管であり、国及び県からの財源や運営基準が異なるため、連携・調整が必要です。

2点目に、各事業の目的及び役割の違いです。放課後子ども教室が全ての子どもを対象とした「体験・交流活動の場」であるのに対し、放課後児童クラブは就労家庭等の児童を対象とした「生活の場」です。この「活動」と「生活」という異なる目的を同一の場所で両立させるためには、保護者の理解及び環境面での配慮が不可欠です。

3点目に、安全管理の基準と責任の所在です。放課後子ども教室は子どもたちが自主的に過ごす場を基本としていることに対して、放課後児童クラブは厳格な出席管理をしているため、一体的な運用における児童の管理や、万が一の事故発生時における責任の所在の明確化が、現場での負担及び懸念材料となります。

本町としては、子どもたちが安全かつ安心して過ごせる放課後の環境整備に向け、これらの課題を整理し、関係部局と連携を図り、本町の放課後児童対策全体の充実に繋がるよう努めていきます。以上、答弁とさせていただきます。

議員（氏家 法雄）

今、できない根拠として3つお示しいただいたんですが、ちょっと厳しい言い方をすれば、できなかった理由をお聞きしたんですが、しなかった言い訳というふうにしか聞こえないというのが正直なところで、なぜかといえば所管の違いという縦割り行政を理由にできないという言い方は、何もできていない自治体の代名詞であるからこそ立場を越えた連携というものが推奨されているわけです。2つ目の根拠に関しても、活動と生活の違いは確かにありますが、両者が交差する側面もあります。その意味では、連携が不可能ということにはならないと考えることもできます。また、3つ目の安全管理の基準と責任の所在についても、すり合わせ等ないまま不問にせず、設定すれば良いだけのことではないでしょうか。ちょっと厳しい言い方になりますが、できない理由を示さず、やらない言い訳を並べるのはずるいのかなという印象も否めかねませんので、今、私が質問している事業に関わらず、あらゆる他の部局でも当てはまることだと思いますので、今、3つ返した視点というものは意見として深く受け止めてほしいと思います。

もちろん国の方針と地方行政のズレっていうのは確かにあると思います。例えば関係人口も10年前から言葉が出てきて、昨年になって関係人口問題が多いっていう指摘の中で、いきなり可視化をしようと国が打ち出してきているけれども、関係人口がどうのこうなので、人口減少対策になってないっていうズレもあるので、文部科学

省とかこども家庭庁が一体的にやれっていうことが、決して良いことでもないとは思いますが、ただ所管が違うっていうので退けてしまうことには問題があるのかなという指摘だけです。ということで、続けます。

令和5年度の子ども教室の報告では、課題を次のように抽出しておりますが、課題として、講師やスタッフ等の人数不足及び高齢化による人材確保、募集を超える多くの応募があり抽選により参加できない児童が出てきているため、教室の拡充を考える必要がある、というふうに整理されております。また一方で、成果の報告もありまして、子ども一人ひとりが様々な活動を通じて、豊富な経験をこの事業で積んでいる。また、地域の方との交流の場となっており、新しい人間関係を構築する良い機会となっている。このように事業報告を読みますと、「人材確保」という課題があるものの「募集を超える多くの応募」というニーズがあり、ニーズがあるからこそ、利用されるお子さんにとっては「豊富な経験」を積む「地域の方との交流の場」であり、「新しい人間関係を構築する良い機会」になっているわけです。だとすれば、この課題解決こそ子どもの幸福を左右する転換点になると思うんですけれども、この事業報告が報告された後の展開及び今後の取り組みについてどうお考えか、ご質問させていただきます。

教育長（三木 信行）

氏家議員の「放課後子ども教室の展開及び今後の取組について」のご質問に、答弁をさせていただきます。

放課後子ども教室における本町の課題は、「教室の充実」及び「教室の講師やスタッフ等の人数不足及び高齢化」であると考えています。

まず、教室の充実に向けた取組については、教室数の増設、実施期間の拡大及び実施内容の多様化に取り組んでいくことが重要と考えています。令和7年度は全小学校区において複数の教室を実施しましたが、今後はさらに教室数を増やし、全小学校区において年間を通じた長期休業中での実施を検討していきたいと考えています。また、本町の伝統文化や地域資源を活かした体験活動、地域との交流活動の充実に取り組み、子どもたちにとってより豊かな学習及び体験機会の提供に努めていきます。

次に、教室の講師やスタッフ等の人員不足及び高齢化への対応については、地域の多様な人材の活用が必要であると考えています。退職教職員、地域の専門家及びボランティア人材の確保に取り組み、より充実した運営に努めていきたいと思えます。

本町では、これらの取組を通じて、放課後子ども教室の充実を図り、全ての子どもが豊かな学習及び体験の機会を得られる環境の実現を目指していきたいと考えています。以上、答弁とさせていただきます。

議員（氏家 法雄）

引き続き、こちらの教室については推進についての努力をお願いできればと思います。

子どもを取り巻く施策については、どの自治体でも後回しになるフシがありますが、先進事例を参照すれば、子どもや保護者が大切にされる環境づくりの取組は、そこから全世代の活性化に直結しているのも事実です。だとすれば、引き続き、子どもを第一にした施策推進に取り組んでいただきたいと思います。3年間、1期目の議員として質問席に立たせていただいておりますが、そこで痛痒しているのは、次の時代に向けたイノベーション、または持続可能な開発というものは、「人任せ」では決してできないものではないかということを感じております。

例えば、首長のトップダウンで突破口が開かれる事例に枚挙は暇がありませんが、言葉は悪いんですけども、首長は選挙で変わります。ですので、「開発独裁」の限界が首長のトップダウンだとすれば、担当部局の町役場職員一人一人の絶えざる創意工夫と熱意ある実践が積み重なることができれば、本当により住みやすいまちになっていくものだと肌で感じております。僕としては、先ほど少し厳しい言い方をしましたけれども、町役場職員の皆さまが、自由な発想で目の前の住民の皆さまがより良く持続可能なまちで本町に住み続けられるように試行錯誤していくことを後押しできればと考えておりますので、引き続き、努力のほどよろしく申し上げます。

また、冒頭で取上げた「第3期多度津町子ども・子育て支援事業計画」では、本町の人口の推移・推計の予測のなかで、0歳から11歳までの人口を令和6年の実績値1,704名を、令和11年には1,333名と緩やかに減少すると見積もっています。人口減少は必然であるとしても、考え方を換えれば、手厚く子ども・子育て支援に手が回せることも考えることができます。

例えば、学校教育の現場で見れば、私たちが小学校中学校生活をしていた頃は40人を超える教室が当たり前でした。ですが今20名、30名ということは、1人の教員の目がよりよく回るといふふうに考えることもできます。そういった意味で、人口減少を積極的に捉えることも可能だと思いますので、ぜひよろしく熱いご支援をお願い申し上げます。

それでは、2点目、放課後児童クラブについてです。

最初の質問と関連しますが、放課後児童クラブの現状と今後について取り上げたいと思いますが、放課後児童クラブについては、住民の方からも「利用したいが空きがない」といった声を耳にすることがあります。また、指定管理者で本事業は運営されておりますが、民間の事業者になって1年を迎えました。環境改善を目的として事業者が変わったと聞きます。そこでいくつか質問させていただきます。

本町では小学校区ごとに放課後児童クラブを設置し、私立の放課後児童クラブが2か所ありますが、定員および利用実績を昨年度分で結構ですのでお示しください。

健康福祉課長（森 純子）

氏家議員の「放課後児童クラブの定員及び利用実績について」のご質問に、答弁をさせていただきます。

本町には、小学校区ごとの公立の放課後児童クラブと、豊原保育所が運営している「たけのこクラブ」と、多聞院保育所が運営している「放課後児童なかよしクラブ」の2か所があります。

まず、公立の各校区放課後児童クラブの定員及び利用実績ですが、小学校1年生から3年生を対象とする当該クラブは、多度津校区が定員70人に対し利用実績47人、豊原校区が定員70人に対し利用実績49人、四箇校区が定員70人に対し利用実績65人、白方校区が定員70人に対し利用実績23人です。

次に、小学校4年生から6年生を対象とする各校区四つ葉クラブの利用実績は、多度津校区が定員30人に対し利用実績37人、豊原校区Aが定員40人に対し利用実績41人、豊原校区Bが定員40人に対し利用実績29人、四箇校区が定員30人に対し利用実績22人です。

私立のクラブは、豊原保育所の「たけのこクラブ」が定員30人に対し利用実績は36人、多聞院保育所の「放課後児童なかよしクラブ」が定員25人に対し利用実績は22人です。以上、答弁とさせていただきます。

議員（氏家 法雄）

低学年と高学年と校区によって、定員を上回るケースがあったり下回るケースのばらつきは見られるんですが、そこから課題も出てくるかと思いますので、次の質問に移らせていただきますが、昨年4月より民間事業者指定管理者が変わりました。

昨年3月までの運営上の課題というものがあればご説明ください。

健康福祉課長（森 純子）

氏家議員の「昨年3月までの運営上の課題について」のご質問に、答弁をさせていただきます。

昨年3月までは、多度津町社会福祉協議会が公立の放課後児童クラブの指定管理者でしたが、その当時、支援員や補助員の人材確保について、ハローワーク等に求人情報を掲載しても、人材を確保することが非常に困難であるとの報告を受けており、これが運営上の一番の課題であったと考えています。また、悪天候による警報発令やインフルエンザ等の流行による学級閉鎖に伴い、開所できなかった日が多くあったことや、土曜日に利用の希望者がなく開所しなかったことで、年間の開所日数が250日に満たなかったことも課題でありました。以上、答弁とさせていただきます。

議員（氏家 法雄）

課題の把握ありがとうございます。

こうした課題把握の上、4月より体制が変わりましたが、課題解決あるいはどのような変化が見られたでしょうか。ご説明ください。

健康福祉課長（森 純子）

氏家議員の「課題解決、あるいはどのような変化が見られたかについて」のご質問に、答弁をさせていただきます。

昨年4月より、指定管理者が「多度津町社会福祉協議会」から「シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社」に変更となりました。現在も、支援員や補助員について、ハローワーク等に求人情報を掲載し人材確保に努めているところですが、一方で、他の市町でも放課後児童クラブを運営しているため、常に募集を行っていることや企業が持つ情報網もあることから、以前と比べると人材確保しやすくなったのではないかと考えています。また、指定管理者が変わったことにより、土曜日も開所し、月平均で1～2人が利用しており、年間250日以上の開所も継続できています。以上、答弁とさせていただきます。

議員（氏家 法雄）

事業者が変わって、利便性も向上している様子がよく分かったんですけども、1年目の運営が終わりましてけれども、運営が切り替わってからの現状での課題、また今後の展望について町がどうお考えしているか、お話しください。

町長（丸尾 幸雄）

氏家議員の「現状での課題と今後の展望について」のご質問に、答弁をさせていただきます。

現状の課題といたしましては、支援員の短期間での入れ替わりが多く、施設の運営や利用児童への対応に関しての経験値の不足が挙げられます。複数の児童を預かり、一人ひとり異なる対応が必要であるため、より支援員同士の情報共有が重要となります。

放課後児童クラブの利用者数が増加傾向にある中、今後の展望といたしましては、利用者数が増加しても、利用児童や保護者が安心して安全に当該クラブを利用できるようにするため、支援員や補助員が潤沢に確保され、長期に渡り働き続けられる職場環境であることが必要不可欠であると考えております。

また、土曜日に開所しても、利用者がいない、若しくは少人数である場合は、支援員や補助員の研修時間とするなど、職員のスキルを磨く体制づくりも重要であると考えております。以上、答弁とさせていただきます。

議員（氏家 法雄）

的確に1年間の運営における課題の把握、ご説明いただきましてありがとうございます。

その中でも、最後にご説明いただきましたが、土曜日の開所、利用人数が少ないのであれば、そこでスキルアップを図れるように研修時間とするなどという提言も

ありましたが、ぜひこういったことは後押し、進めていただければ、子どもたちが安心安全に過ごせる居場所になろうかと思っておりますので、よろしくお願いします。

そこで、先ほども利用人数とか定員の話があったんですけれども、プラスマイナスが各校区のクラブによってあるわけなんです、放課後児童クラブに入りたくても定員に余裕がなく入れなくなるというケースをいくつか耳に入っておりますが、昨年度の実績等、対策についてお示してください。

健康福祉課長（森 純子）

氏家議員の「放課後児童クラブの昨年度の実績と対策について」のご質問に、答弁をさせていただきます。

議員のおっしゃるとおり、昨年度の放課後児童クラブの待機児童はいませんでした、今年度に入り、現在、四箇校区放課後児童クラブにおいて3人の待機児童がいます。対策については、当該クラブの利用状況は、家庭によって就労等状況が変化する場合がありますので、登録時の情報だけでなく、児童一人ひとりの利用する曜日、時間等を確認しながら、受入れが可能か、再度児童クラブと協議し対応していきます。以上、答弁とさせていただきます。

議員（氏家 法雄）

今、3つぐらいの質問の中で、事業者が変わって利便性が向上した側面もあれば、引き続き抱えている課題としては、スタッフの確保というのは社会福祉協議会が運営していた時とも同じ課題が残っているという状況が散見されるんですけれども、その意味では指定管理者が変わっただけでは、効果的な改善というのはなかなか思うようには進んでいない。うまく進捗していないのが現状であるとすれば、運営する事業者の問題だけではなくて、放課後児童クラブというものを運営する制度設計、例えば指定管理者という制度で多度津町が運用してるわけなんですけれども、そこに問題があるのかもしれないのかなと思います。例えば、善通寺市では業務委託といった制度で運用しております。近隣市町の先進事例などを振り返りながら、今後運用制度そのものを含めた見直しといったものがあるのかどうか、再質問させていただきます。

健康福祉課長（森 純子）

氏家議員の再質問に答弁をさせていただきます。

令和7年度より、指定管理制度により民間業者が放課後児童クラブを運営しており、今年度、指定管理制度が終了します。県内の他の市町の当該児童クラブの運営は業務委託によるものでありますので、今後は県内市町の当該クラブの運営や仕様書などを参考に、本町の運営方法を検討していきます。以上、答弁とさせていただきます。

議員（氏家 法雄）

恐らく従前も指定管理でやっていたので、そのまま指定管理ということで移行し

たんだと思いますし、それが必ずしも悪いことだとは思えないんですが、問題があるようであれば、ぜひ制度設計の改善もお願いしながら、引き続き放課後児童クラブが利用者及び保護者の利便性の向上、また負担軽減になるように、ブラッシュアップし続けていただければと思います。

そこで、放課後児童クラブについて最後の質問です。子どもと保護者の困難を、近年「小1の壁」という言葉で表現されています。この小1の壁とは、子どもが小学校に通い始めた時、保育園等に預けていた時にはできていた仕事と子育ての両立が難しくなることを指す言葉のことです。総合プランを継承する放課後児童対策パッケージも、小1の壁を解決していくための放課後児童対策になります。本町では、この小1の壁の事例というのはどれぐらいありますかでしょうか。

健康福祉課長（森 純子）

氏家議員の「本町での小1の壁の事例について」のご質問に、答弁をさせていただきます。

本町の事例は、先ほども答弁しました、四箇校区放課後児童クラブの待機児童3人のうち2人が小学1年生です。このほか、事例として、小学校入学直後の早い下校や、放課後児童クラブの利用時間や定員の問題、夏休みなど長期休業中の預け先の確保、宿題の持ち物確認などの家庭における対応の増加、また子ども自身にとっても新しい学校生活や登下校、学習環境への適用が必要となり、負担が一時的に多くなる事例はありますが、放課後児童クラブが利用できなかったという事例ではありません。以上、答弁とさせていただきます。

議員（氏家 法雄）

この事例の件数が少ないところが幸いかもしれないんですが、こちらに対する何らかの対策というのは考えられていますでしょうか。

健康福祉課長（森 純子）

氏家議員の「小1の壁の事例に対する対策について」のご質問に、答弁をさせていただきます。

まず、放課後児童クラブの3人の待機児童については、協議を続けながら対応しております。また、町としては「小1の壁」への対応は、放課後の居場所の確保が重要であると考えています。公立の放課後児童クラブは18時15分までの利用となっていますが、私立の児童クラブの中には19時まで利用できる施設もあります。定員の関係により必ず利用できるものではありませんが、保護者の就労状況等に応じて、こうした施設も含めて情報提供を行い、必要な支援に繋がるよう努めていきます。今後も、利用状況や保護者のニーズを把握しながら、関係機関と連携し、子育てと仕事の両立を支援する方策について検討していきます。以上、答弁とさせていただきます。

議員（氏家 法雄）

子どもの環境整備というものは、そのステークホルダーになってくる保護者や関係者の環境整備と直結したものにならざるを得ません。その意味では、冒頭でも指摘をしましたが、健康福祉課、教育総務課、生涯学習課の相互連携がこれまで以上に必要不可欠となつてまいりますので、その意味では縦割り行政のままでは、持続可能な地域開発は不可能になってきます。ぜひご留意いただき、連携を強化していただければと思います。

最後になりますが、本年2026年に、前田正子さんが「子どもの消えゆく国で『無子高齢化』と地域の子育て」という著作を岩波書店から刊行しておりますが、本書の中で子どもを取り囲む課題解決のヒントがあるように思います。前田さんは、横浜市の副市長を務めた経験をお持ちで、ここ30年近く子育て環境の問題を研究されてきた人物です。最新のレポートでは、問題解決に向けた取り組み事例を蒐集しておりますが、ここでは福島県での「質の高い教育・保育を提供する」まゆみ学園を紹介しております。曰く、まゆみ学園では質の高い教育・保育を提供するだけではない。子育て支援センターを地域の高齢者も自由に来ることができる居場所として活かし、地域の人々の交流の場となり、人と人とが出会いつながら場であることを目指している。古渡理事長によると認定こども園では、少子化・人口減社会において「まち・ひと・しごとの拠点施設」の機能を果たせるといふ。人が減っていく中だからこそ、多世代の人々が繋がり、共に暮らしやすく、子どもを育み高齢者を包摂する地域を作っていく。認定こども園や子育て支援センターは子育て中の親子のためのものだけでなく、地域すべての人々のための場所となる可能性と力がある。それを可能にするのは、原発事故という困難を乗り越え、改めて人と人がつながり暮らししていける地域を作りたいと、まゆみ学園に集う地域と子どもを愛する人々の力である、というふうに記しております。

放課後こども教室についても、また放課後児童クラブにしてもそうですが、様々な地域人材、またはリソースを活用していかない限り、創造的な居場所にはなり得ず、持続可能性も低減してしまうのではないのでしょうか。もちろん、運営についてのコンプライアンスや安全確保など課題があることは承知しておりますが、ここで前田さんが指摘しているとおり、「人が減っていく中だからこそ、多世代の人々がつながり、共に暮らしやすく、子どもを育み高齢者を包摂する地域を作っていく」取組が必要だと考えます。

最後に、住民に寄り添った行政運営をお願いしまして、2番、氏家 法雄の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（金井 浩三）

これをもって2番、氏家 法雄 議員の質問は終わります。

以上を持ちまして、本日の日程はすべて終了いたしました。

一同、ご起立を願います。礼。

ありがとうございました。これにて散会いたします。

散会 午前11時42分

以上、会議の次第を記載して、その相違ない旨を証するため
ここに署名捺印する。

令和 8 年 6 月 11 日
第 2 回多度津町議会定例会

議 長

議 員

議 員

事務局 長

書 記